

シリーズ：日常管理のノウハウ

第20回 施設の吸収分割に伴う申請手続きについて



伊藤 正悟

筆者は、神奈川県川崎市に位置する東芝エネルギーシステムズ(株)(以下東芝 ESS)の原子力技術研究所にて放射線取扱主任者に選任されている。

当研究所では(株)東芝から東芝 ESS への分社化に伴い、施設の吸収分割に伴う申請を行った。初めて経験した届出等があり、当初想定より時間を要したのでここに紹介する。

当研究所には、原子炉等規制法の試験炉設置許可施設(東芝教育訓練用原子炉, 東芝臨界実験装置)(以下研究炉)、核燃料使用許可施設(以下核燃料使用施設)、放射性同位元素等規制法の使用の許可施設(以下 RI 使用施設)がある。RI に関しては、非密封及び密封の使用許可を有しており、また、表示付認証機器も所有している。

(株)東芝から東芝 ESS への吸収分割の手続きは2018年10月に行われた。当初、当研究所も同時に吸収分割される予定であったが、原子力規制庁に事前に吸収分割の認可を得る必要があり、間に合わないと判断、2019年2月に改めて吸収分割が行われた。

原子力規制庁への相談は、審査区分毎に試験炉班、核燃料使用班、放射線規制室とそれぞれ相談しながら進めた。原子力規制庁への第1回目(相談)は2018年6月に行っているが、吸収分割されたのは2019年3月であり、約9か月の時間がかかった。研究炉、核燃料使用施設、RI 使用施設の3施設同時並行で手続きを進めなければならなかったこと、炉関係の審査に時間がかかったこと等の要因により、長い期間が必要であった。ただし、RI 使用施設のみであれば、今回より短い期間で手続きは完了できると考えられる。ここからは、RI について行った手続き等を紹介する。

RI 使用施設の合併・分割の際に提出する文書は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(施行日:2021年4月1日)の第二十四条の三に「許可使用者である法人の分割に係る認可申請書」「分

割契約書の写し」と記載があるが、実際は「欠格事項非該当誓約書」「疎明書」も提出した。「許可使用者である法人の分割に係る認可申請書」には「合併又は分割の時期」を記載する必要があり、原子炉設置許可吸収分割日が確定してから提出した。届出を行った書類は「放射線障害予防規程変更届」「表示付認証機器届出使用者である法人の分割に係る届」である。その他、「許可使用・届出使用・販売業・賃貸業・廃棄業に係る氏名等の変更届」「放射線取扱主任者選任・解任届」「登記事項証明書」は不要であった。RI 使用施設では不要であったが研究炉や核燃料使用施設では必要な書類もあり、施設の種類により必要な書類にも違いがあることが分かった。

原子力規制庁に提出した書類以外に当研究所内の対応として、移行に伴う健康診断や放射線業務従事者の教育は特段行わなかったが、放射線業務従事者登録を1度解除し、再登録を行った。それに伴い、放射線管理手帳への記帳(異動経歴の記帳及び従事者指定・解除を実施)、従事者指定のエビデンスとして「特殊健康診断登録解除申請書」の作成を行った。

特筆すべき点として、2回の吸収分割の間に、当研究所に登録している放射線業務従事者が一時的に(株)東芝と東芝 ESS の2つの所属の混在状態となったため、労基署への電離則上の放射線業務従事者の人数をどのように報告するか、書類を分けて保管する等、管理が煩雑な期間が生じた。また、当時は提出書類に社長の押印が必要だったため、対応に多くの時間がかかった。

放射線取扱主任者として、貴重な経験を得る良い機会となった。このような施設の吸収分割の事例は稀であるが、何か皆様の参考になれば幸いである。

(東芝エネルギーシステムズ(株) エネルギーシステム技術開発センター 原子力技術研究所)